

令和2年 第1回 相馬地方広域水道企業団議会定例会

(記者用資料)

令和2年2月25日

提出案件

議案第1号 相馬地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例について

原案可決 (提案理由)

水道法(昭和32年法律第177号)の一部を改正する法律及び改正令により、指定給水装置工事事業者の資質の保持や営業実態との乖離の防止を図るため、指定の有効期間を5年とする更新制が導入されたため、所要の改正を行うものです。

議案第2号 相馬地方広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

原案可決 (提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について所要の改正を行うものです。

議案第3号 平成31年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計補正予算(第3号)について

原案可決 (提案理由)

収益的収入額を30,143千円減額し、1,561,954千円とし、収益的支出額を、7,496千円減額し、1,383,938千円とし、資本的収入額を、28,606千円減額し、550,917千円とし、資本的支出額を、18,527千円を減額し、1,185,277千円とするものです。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものです。

議案第4号 令和2年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計予算について

原案可決 (提案理由)

収益的収入額を1,575,152千円、収益的支出額を1,380,056千円とし、資本的収入額を461,714千円、資本的支出額を1,445,709千円とするものです。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものです。

監査報告 定期検査の結果、例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第3項に基づき、監査委員による令和元年7月～12月の例月出納検査結果が、全て帳簿整理状況が適当、出納状況適切、指示事項がなかった旨を報告しました。

監査基準の策定報告 監査基準の策定報告について

策定報告 地方自治法第198条の4に基づき、当企業団の監査委員が新たに監査基準を策定し、企業長、議会へ通知し、公表したことを報告しました。